（運転位置から離れる場合の措置）

第百五十一条の百七十二　事業者は、架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として用いる場合において、架線集材機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

一　作業装置を地上に下ろすこと。

二　原動機を止めること。

2　前項の運転者は、架線集材機械の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

（運転位置からの離脱の禁止）

第百五十一条の百七十三　事業者は、簡易架線集材装置が運転されている間は、当該簡易架線集材装置の運転者を運転位置から離れさせてはならない。

2　前項の運転者は、簡易架線集材装置が運転されている間は、運転位置を離れてはならない。

（保護帽の着用）

第百五十一条の百七十四　事業者は、簡易林業架線作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2　前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第百六十条第一項第一号中「おろす」を「下ろす」に改め、同項第二号中「及び走行ブレーキ」を「かつ、走行ブレーキ」に改める。

第百六十一条柱書き中「貨物自動車等」を「貨物自動車」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「幅、強度及びこう配」を「幅及び強度並びに適度な勾配」に改める。

第百六十五条柱書き中「装着又は」を「装着若しくは」に改める。

第四百七十七条第一項中「伐木の作業」の下に「（伐木等機械による作業を除く。第四百七十九条において同じ。）」を加え、「行なう」を「行う」に、「行なわせなければならない」を「行わせなければならない」に改め、「ただし、油圧式伐倒機を使用するときは、第一号及び第三号の規定は、適用しない。」を削り、第二項中「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第四百七十八条を次のように改める。

第四百七十八条　削除

第四百八十条第一項中「造材の作業」の下に「（伐木等機械による作業を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「行なう」を「行う」に、「すべる」を「滑る」に改める。

第四百八十一条中「運材の作業（）の下に「車両系木材伐出機械による作業を除く。」を加え、「行なつている」を「行つている」に、「すべる」を「滑る」に改める。

第二編第八章第三節の節名を削る。

第四百九十八条から第五百十七条までを次のように改める。

第四百九十八条から第五百十七条まで　削除

第二条　労働安全衛生規則の一部を次のように改正する。

第三十六条第六号の次に次の二号を加える。

六の二　伐木等機械（伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

六の三　走行集材機械（車両の走行により集材を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

第三十六条第七号中「薪炭材」の下に「（以下「原木等」という。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二　簡易架線集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。以下同じ。）の運転又は架線集材機械（動力を用いて原木等を巻き上げることにより当該原木等を運搬するための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

第三十六条第八号中「業務」の下に「（第六号の二に掲げる業務を除く。）」を加える。

第百五十一条の八十四を次のように改める。

（定義）

第百五十一条の八十四　この省令において車両系木材伐出機械とは、伐木等機械、走行集材機械及び架線集材機械（機械集材装置又は簡易架線集材装置の集材機として用いている場合を除く。以下この節において同じ。）をいう。

第百五十一条の百五十二中「（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。以下同じ。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年十二月一日から施行する。

（前照灯の設置等に関する経過措置）

第二条　車両系木材伐出機械であつて、平成二十六年五月三十一日において現に製造しているもの又は現に存するものについては、平成二十六年十一月三十日までの間は、改正後の労働安全衛生規則（以下「新安衛則」という。）第百五十一条の八十五、第百五十一条の八十六及び第百五十一条の八十七の規定は、適用しない。

2　集材機（架線集材機械を含む。次項において同じ。）であつて、平成二十六年五月三十一日において現に製造しているもの又は現に存するものを用いて林業架線作業を行う場合は、平成二十六年十一月三十日までの間は、新安衛則第百五十一条の百三十六及び第百五十一条の百三十七の規定は、適用しない。

3　集材機であつて、平成二十六年五月三十一日において現に製造しているもの又は現に存するものを用いて簡易林業架線作業を行う場合は、平成二十六年十一月三十日までの間は、新安衛則第百五十一条の百六十二の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条及び附則第三条条中「第百五十一条の八十四」を「第百五十一条の百七十五」に改める。

○国土交通省令第九十一号

港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条の二第一項及び第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第四十三条の十一第一項、第五十条の六第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）並びに第五十条の九第一項、第五十条の十第一項並びに第五十条の十一第一項第三号及び第二項（これらの規定を同法第五十条の十二第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十六条の二の二第一項及び第二項の規定に基づき、港湾法施行規則及び港湾の施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏